

(強制失踪委員会による対日審査総括所見の公表に際しての
岡村政府代表発ジャーナ委員長宛書簡 (仮訳))

平成30年11月30日

スエラ・ジャーナ強制失踪委員会委員長

11月19日、ジュネーブにおいて、強制失踪委員会が、日本政府報告審査を受けた総括所見を公表しました。11月5日及び6日に実施された日本に対する政府報告審査における日本政府代表団の説明・反論等にもかかわらず、この度公表された対日審査総括所見が日本政府の説明を十分に反映していないことは極めて遺憾であり、嚴重に抗議します。

本総括所見には、刑法や刑事訴訟法を始めとする我が国の国内法制及び慰安婦問題について、審査における日本政府からの説明及び事前に送付された総括所見案への反論を踏まえない、重大な事実誤認に基づくと思われる記述が少なからず含まれています。詳細は添付のファクトシートを御覧ください。

そもそも、強制失踪条約は本条約が発効する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を本条約の実施状況に係る審査において取り上げることは不適切です。また、本条約第35条1には、「委員会は、この条約の効力発生後に開始された強制失踪についてのみ権限を有する。」と明記されています。委員会は強制失踪犯罪の継続性と被害者の権利を重視する方針であることは理解しますが、何ら根拠を示すことなく70年以上前の案件を取り上げること自体に疑義があります。被害者の権利についても、根拠がある場合には救済を受けることができる旨、審査の場で説明したとおりです。

このような原則にもかかわらず、今般の審査では、日本政府は、委員からの質問を受けて、日本政府が実施した調査の結果や、虚偽の事実をねつ造した証言に基づく誤解が広がった経緯等も丁寧に、かつ、真摯に説明したところです。それにもかかわらず、今般公表された総括所見のパラ25及び26において慰安婦問題に関する言及があり、しかもその内容が根拠のないものであって、本件に関する根本的な誤解と偏見に基づく一方的な内容であることは、深刻な問題です。

本総括所見の公表に際し、慰安婦問題について、日本政府としての主たる主張は次の三点です。第一に、委員会は、あたかも慰安婦が本条約第2条が規定する強制失踪の被害者であるかのような前提に基づき、指摘や勧告を行っていますが、この点は、

重大な誤認です。審査の場で説明したとおり、慰安婦問題を含め、現在までに本条約第12条に基づく「申立て」が日本政府に対してなされたことはない上に、1990年代に実施された本格的な事実調査においても、政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たりませんでした。それにもかかわらず、委員会が、このような前提に基づいた指摘を行うのであれば、適切な根拠を提示すべきであります。適切な根拠は示されていません。適切な根拠が示されることもなく、このような言及を総括所見に含めることは極めて不適切です。日本政府としては、以上に述べた疑問に、委員会からの法的な根拠を明記した回答を求めます。

第二に、慰安婦問題について日韓両国が確認した「最終的かつ不可逆的な解決」に対して、委員会側が遺憾の意を表明している箇所は、日韓両国の真摯な取組を軽視するものであり、極めて不適切です。このような記述は、2015年12月に日韓両国が多大な外交努力の末に合意に至り、かつ、この合意が国連事務総長（当時）を始め、国際社会から広く歓迎された経緯を全く踏まえていません。そして第三に、日本政府に対する勧告内容は、他国の審査における総括所見及び他の委員会の対日審査の総括所見と比較してもバランスを欠いています。

強制失踪委員会が、このように日本政府からの説明に耳を傾けず、一方的な勧告を公表したことは、国連に求められる不偏性を欠き、誠実に条約を実施し審査に臨んでいる締約国に対し非常に不公平なやり方といわざるを得ません。同委員会を始めとする各国連人権条約体の委員会は、締約国による報告及び審査における説明を十分に踏まえ、総括所見を作成・発出すべきです。今回は、特定の情報源からの検証されていない情報にのみ基づき、審査と総括所見の作成が行われたといわざるを得ず、日本政府としては、今後、委員会において公平な審査が行われるための改善に向けた取組が必要と考えます。

岡村 善文

日本政府代表（特命全権大使（人権担当））